

医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行い、受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う体制を有しております。上記の体制に基づき、国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の通り診療報酬を算定いたします。

《初診時》

医療情報取得加算1 3点

医療情報取得加算2 1点

《再診時(3月に1回に限り算定)》

医療情報取得加算3 2点

医療情報取得加算4 1点

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解・ご協力をお願いいたします。

病 院 長